

重要事項説明書

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、「サテライト梨花の里アスピア指定短期入所生活介護事業運営規程」から抜粋して、当施設があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 運営法人

法人名	社会福祉法人 豊北福社会		
法人所在地	〒759-5511	山口県下関市豊北町大字滝部字東11042番地1	
連絡先	電話番号	083-784-1000	ファックス番号 083-782-0121
代表者名	理事長	宮田 和 弘	
創立年月日	昭和 49 年 6 月 6 日		

2 施設概要（併設事業所を含む）

施設の種類の	サテライト型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設																																						
施設の名称	サテライト梨花の里アスピア	事業者番号	3590106070																																				
	指定更新年月日	令和6年4月1日	指定有効期限 令和12年3月31日																																				
施設の住所	〒759-5511 山口県下関市豊北町大字滝部2969番地1																																						
連絡先	電話番号	083-782-1181	ファックス番号 083-782-1161																																				
管理者氏名	施設長	宮川 弘																																					
施設の形態	ユニット型																																						
併設事業	短期入所生活介護（空床利用）	事業所番号	3570104285																																				
	介護予防短期入所生活介護（空床利用）	事業所番号	3570104285																																				
	指定更新年月日	令和5年5月1日	指定有効期限 令和12年4月30日																																				
建物の構造	木造準耐火構造																																						
延べ床面積	1,177.51㎡																																						
施設の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">居</th> <th style="width: 20%;">室</th> <th style="width: 15%;">室数</th> <th style="width: 15%;">定員</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>個室</td> <td>29室</td> <td>29名</td> <td>1室当たりの面積 11.60㎡</td> </tr> <tr> <td>浴</td> <td>室</td> <td>3室</td> <td colspan="2">一般浴槽、ADL対応型浴槽、特殊浴槽</td> </tr> <tr> <td>洗面</td> <td>設備</td> <td>7室</td> <td colspan="2">各ユニット、共同生活室に設置</td> </tr> <tr> <td>トイ</td> <td>レ</td> <td>12室</td> <td colspan="2">各ユニットに3か所ずつ</td> </tr> <tr> <td>医</td> <td>務室</td> <td>1室</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>機能訓練室</td> <td>3室</td> <td colspan="2">各ユニットに設置</td> </tr> </tbody> </table>				居	室	室数	定員	備考		個室	29室	29名	1室当たりの面積 11.60㎡	浴	室	3室	一般浴槽、ADL対応型浴槽、特殊浴槽		洗面	設備	7室	各ユニット、共同生活室に設置		トイ	レ	12室	各ユニットに3か所ずつ		医	務室	1室			食堂	機能訓練室	3室	各ユニットに設置	
	居	室	室数	定員	備考																																		
		個室	29室	29名	1室当たりの面積 11.60㎡																																		
	浴	室	3室	一般浴槽、ADL対応型浴槽、特殊浴槽																																			
	洗面	設備	7室	各ユニット、共同生活室に設置																																			
	トイ	レ	12室	各ユニットに3か所ずつ																																			
	医	務室	1室																																				
食堂	機能訓練室	3室	各ユニットに設置																																				

3 事業の目的

事業の目的	<p>社会福祉法人豊北福祉会が設置運営するサテライト梨花の里アスピアが行う指定短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とします。</p>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 運営の方針

運営の方針	<p>利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとします。</p>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 職員の配置状況（短期入所生活介護との兼務含む）

【令和6年4月1日現在】

職 種	勤 務 体 制		常勤・非常勤 内 訳	兼務関係
施設長(管理者)	日 勤	8：30～17：30	常 勤 1名	
医 師		15：40～16：25	非常勤 1名	2週に1度往診（第2、4木曜日） 医師の都合により変更があります
事 務 職 員	日 勤	8：30～17：30	常 勤 1名 非常勤 1名	
生 活 相 談 員	日 勤	8：30～17：30	常 勤 1名	
介 護 職 員	早 出	7：00～16：00	常 勤18名	機能訓練指導員と兼務1名 介護支援専門員と兼務3名
	日 勤	8：30～18：30	非常勤 9名	
	日勤1	9：15～18：15		
	遅 出	10：30～19：30		
	遅出1	11：30～20：30		
	B 勤	12：30～21：30		
	夜 勤	21：30～ 8：00		
6 H	7：00～13：45 7：30～14：00			

職 種	勤 務 体 制		常勤・非常勤 内訳	兼務関係
介 護 職 員	6 H	9 : 00 ~ 15 : 45 9 : 00 ~ 16 : 00 8 : 30 ~ 16 : 15		
	7 H	9 : 00 ~ 17 : 00		
介護支援専門員	日 勤 遅出1	9 : 15 ~ 18 : 15 10 : 30 ~ 19 : 30	常 勤 3名	介護職員と兼務3名
機能訓練指導員	日 勤	9 : 15 ~ 18 : 15	常 勤 1名	介護職員と兼務1名
看 護 職 員	早 出 日 勤 日勤1 日勤2 6 H	7 : 30 ~ 16 : 30 8 : 30 ~ 17 : 30 9 : 00 ~ 18 : 00 9 : 30 ~ 18 : 30 7 : 30 ~ 14 : 15 11 : 15 ~ 18 : 00	常 勤 2名 非常勤 1名	夜間は自宅待機を行い、緊急対応に備えます
栄 養 士	日 勤 6 H	9 : 15 ~ 18 : 15 9 : 00 ~ 16 : 00	非常勤 1名	
調 理 員	<u>早 出</u> 日 勤 <u>日勤1</u> 4 H 6 H	7 : 00 ~ 16 : 00 8 : 30 ~ 17 : 30 9 : 30 ~ 18 : 30 7 : 00 ~ 11 : 00 9 : 30 ~ 13 : 30 7 : 00 ~ 13 : 45 9 : 30 ~ 16 : 15 11 : 45 ~ 18 : 30	非常勤 6名	<u>内8 : 00 ~ 9 : 00は入所者の介護に</u> <u>に従事する</u> <u>内12 : 00 ~ 12 : 30、17 : 30 ~</u> <u>18 : 00は入所者の介護に従事する</u>
介 護 補 助 員	4 H	12 : 00 ~ 16 : 00 14 : 30 ~ 18 : 30	非常勤 1名	
宿 日 直 員	日 直 宿 直	8 : 30 ~ 17 : 30 17 : 30 ~ 8 : 30	非常勤 3名	

6 職員の職務内容

職 種	職務の内容
施 設 長	事業の管理運営等に関すること。
医 師	利用者の健康管理に関すること。
事 務 職 員	庶務及び会計事務等に関すること。

職 種	職務の内容
生活相談員	利用者の生活相談業務等に関すること。
介護職員	利用者の日常生活の介護に関すること。
介護支援専門員	短期入所生活介護計画の取りまとめに関すること。
機能訓練指導員	利用者の機能回復訓練に関すること。
看護職員	利用者の看護・保健衛生に関すること。
栄養士	給食の栄養管理に関すること。
調理員	給食の調理に関すること。
介護補助員	掃除及び介護の補助等に関すること。
宿日直員	日直・夜間警備等に関すること。

7 営業日及び利用予約

営業日	通年営業（12月29日～1月3日を除く）
ご予約方法	利用を希望される期間の初日から2か月前から受け付けております。

8 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

別紙「サービス内容説明書」記載のとおり

9 苦情申立先

サテライト梨花の里アスピア	所在地	下関市豊北町大字滝部2969番地1
	窓口担当者	生活相談員 白石瑛爾
	電話番号	083-782-1181
	ファックス番号	080-782-1161
	受付時間	午前8:30～午後5:30（月～金）

公的機関においても、次の機関において苦情申出ができます。

下関市福祉部介護保険課事業者係	所在地	下関市南部町1番1号 本庁舎西棟2階 A3窓口
	電話番号	083-231-1371
	ファックス番号	083-231-2743
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 （土、日、祝日、年末年始を除く）

山口県国民健康保険団体連合会	所在地	山口市朝田1980番地7 国保会館
	電話番号	083-995-1010
	ファックス番号	083-934-3665
	受付時間	午前9時00分～午後5時00分 (土、日、祝日、年末年始を除く)

顧問弁護士

顧問弁護士	島田法律事務所 島田 直行 (山口県弁護士会所属)
-------	------------------------------

10 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	入院設備
山口県済生会豊浦病院	豊浦町小串	083-774-0511	14科目	275床
佐々木歯科医院	豊北町神田	083-786-1818	歯科	

11 非常災害時の対策

- ①当施設では、次のものを非常災害対策に関わる担当者（防火管理者）として、非常災害対策に関する取り組みを行っています。

災害対策に関する担当者 (防火管理者)	生活相談員 白石 瑛 爾
------------------------	--------------

- ②当施設では、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備して、当施設の従業者に周知しています。

- ③当施設では、非常災害対策の一環として、毎年、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

訓練名称	時期	訓練の概要
消火・避難訓練（1回目）	7月頃	避難、救出、消火等（日中想定）
消火・避難訓練（2回目）	11月頃	避難、救出、消火等（夜間想定）
災害・避難訓練（3回目）	3月頃	避難、救出等（地震想定）

※各訓練によっては、所轄消防署の関係機関が立ち合いする場合があります。

※当施設の都合や周囲の状況に応じて実施時期を変更する場合があります。

防災設備	設備名称	有 無	設備名称	有 無
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	なし
	自動火災報知機	あり	屋内消火栓	あり
	誘導灯	あり	非常通報装置	あり
	ガス漏れ報知機	なし	漏電火災報知機	なし
	非常用電源	あり		
	カーテン、布製ブラインド等は防災性能のあるものを使用しております。			

1 2 緊急時等における対応方法

当施設においての提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治の医師又は予め定めている協力医療機関に連絡します。また、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は連絡及び必要な措置を講じます。

事故が発生した場合においては保険者及び利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

1 3 事故発生時の対応

当施設は、利用者等の安全な生活のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。安全対策に関する責任者を選定しています。

安全対策責任者	生活援助係長 福 泉 文 恵
---------	----------------

1 4 事故防止策・事故発生時の対応

当施設では、事故を未然に防止するために事故発生防止のための指針を整備しています。また、事故発生防止委員会の開催（3か月に1度）し、従事者に対する研修を定期的に行っています。万一、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行います。当施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

1 5 損害賠償、再発防止策

当施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。再発防止策として、事故発生防止のための指針に従い、事故に至った経緯や内容等を分析し、委員会で再発防止に努められるよう対応を図ります。

損害賠償 責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	加入保険名	介護保険・社会福祉事業者 総合保険
	補修の概要	対人・対物賠償保障、対人見舞い費用(見舞金支払い)、 管理財物、人格権侵害他

1 6 身体拘束について

当施設は、身体拘束等防止・監視委員会を設定しています。原則として利用者に対して身体拘束等を行いません。ただし、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶため、緊急やむを得ない場合には、利用者及びその家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

- ①「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録します。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、入居者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
非代替性	身体拘束以外に、入居者または本人または生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性	入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

②利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討します。

③身体拘束の解除（改善方法）、期間の見直し等について、概ね1か月に1回は検討を行い、利用者又はその家族に説明を行い、同意を得ます。

④身体拘束に関する責任者を選定しています。

身体拘束等の適正化に関する責任者	生活相談員 白石瑛爾
------------------	------------

1.7 秘密の保持について

①事業者及び事業者の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者、利用者の身元引受人及び家族の秘密を保持します。

②事業者は、事業者の職員が退職後、在職中に知り得た利用者、入居者の身元引受人及び家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

1.8 第三者評価実施状況 無し

1.9 虐待防止に関する事項

事業者は、入所者等の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	生活相談員 白石瑛爾
-------------	------------

②成年後見制度の利用を支援します。

③虐待の防止のための対策を検討する委員会を年4回開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図っています。

④虐待防止のための指針の整備をしています。

⑤従業員に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。

虐待防止研修	従業員の入職時 従業員への研修（年2回以上）
--------	---------------------------

- ⑥従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑦事業者は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市通報します。

20 サテライト梨花の里アスピアご利用の際に留意いただく事

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度面会簿に記入して下さい。面会時間は8：30～21:00までです。（新型コロナウイルス感染症警戒期間は、窓越し面会、オンライン面会、もしくは全面面会禁止となります。）
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断わりします。飲酒は他の利用者等の迷惑にならない範囲でお願いします。それができない場合はお断りする場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者等の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、他の利用者等の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	衣料、持ち物等には必ず氏名を記入してください。特に衣料品は他の利用者と一緒に洗濯しますので紛失する恐れがあります。 氏名がない場合、紛失しても責任を負えません。
現金等の管理	基本的には現金は不要です。利用期間に応じ、小遣い程度にしてください。
宗教・政治活動	施設内で宗教活動および政治活動は禁止です。
動物飼育	アニマルセラピー等、特別な理由があると施設長が認めた場合以外、施設内のペットの持ち込みおよび飼育はお断わりします。

21 その他運営についての留意事項

その他運営に関する重要事項は、主として次の事項とします。

- ①事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとします。
- ②指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとします。
- ③利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛

生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の予防に関しても必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

この重要事項説明書の内容の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊北福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

本文書を証するため、本文書を2通作成し、利用者および事業者は署名または記名押印の上、各自1通ずつ所持します。

令和 年 月 日

(利用者)

私は、以上の重要事項説明書につき説明を受け、その内容を理解し、同意します。

〒 ー
住 所
氏 名 印
電話番号 () ー

(署名代行者)

私は、下記の理由により、本人（利用者）の意思を確認したうえ、上記署名を行ないました。

本人との関係
〒 ー
住 所
氏 名 印
電話番号 () ー
署名を代行した理由

(身元引受人)

私は、以上の重要事項説明書につき説明を受け、その内容を理解し、同意します。

〒 ー
住 所
氏 名 印
利用者との続柄
電話番号 () ー

(サービス事業者)

当施設は利用者の同意を受け、本文書に定める義務を誠実に履行します。

所在地 山口県下関市豊北町大字滝部2969番地1
名称 サテライト梨花の里アスパア
代表者名 管理者（施設長） 宮 川 弘
電話番号 (083) 782-1181